

## ■ 平成 25 年度の町・県民税（個人住民税）の改正点について

地方税法の改正による平成 25 年度の町・県民税（個人住民税）の主な改正点をお知らせします。

### 1. 生命保険料控除制度の改正

平成 22 年度の税制改正により、生命保険料控除が次のとおり改組され、平成 25 年度の町・県民税（個人住民税）から適用されます。

#### イ) 介護医療保険料控除の新設

平成 24 年度 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（以下「新契約」）のうち、新たに介護医療保険契約に該当する保険料などについて所得から控除されます。控除限度額は 28,000 円です。

#### ロ) 一般生命保険料及び個人年金保険料控除の適用限度額の変更

「新契約」についての各種控除の適用限度額が 28,000 円となり、合計限度額が 70,000 円になります。また、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除（以下「旧契約」）については、各種控除の適用限度額が 35,000 円、合計限度額が 70,000 円で従前の限度額が適用されます。

「新契約」生命保険料控除の住民税控除 （平成 24 年 1 月 1 日以降に契約した保険）		「旧契約」生命保険料控除の住民税控除 （平成 23 年 12 月 31 日以前に契約した保険）	
支払った保険料	住民税の控除額	支払った保険料総額	住民税の控除額
12,000 円以下	支払保険料等全額	15,000 円以下	支払保険料等全額
12,001 円 ～32,000 円	支払保険料等 × 1/2 + 6,000 円	15,001 円 ～40,000 円	支払保険料等 × 1/2 + 7,500 円
32,001 円 ～56,000 円	支払保険料等 × 1/4 + 14,000 円	40,001 円 ～70,000 円	支払保険料等 × 1/4 + 17,500 円
56,001 円以上	28,000 円（上限）	70,001 円以上	35,000 円（上限）

控除限度額	「新契約」の場合	「旧契約」の場合
	※「新契約」「旧契約」両方の場合を含む	
一般生命保険料控除	28,000 円	35,000 円

個人年金保険料控除	28,000 円	35,000 円
介護医療保険料控除	28,000 円	
合計控除限度額	70,000 円	70,000 円

□所得税における生命保険料控除はこちら（国税庁ホームページ）

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1140.htm>

## 2. 退職所得に係る控除の改正

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職所得から適用されます。

### ●退職所得に係る 10%税額控除が廃止されます。

退職所得に係る町・県民税（個人住民税）については、退職所得に係る町・県民税（個人住民税）の所得割の額から税額の 10%を控除する仕組みとなっておりましたが、この 10%の税額控除が廃止されることとなりました。

《計算式》※下線部分廃止

【改正前】 所得割額＝退職所得金額×10%（町民税 6%県民税 4%）×0.9

↓

【改正後】 所得割額＝退職所得金額×10%（町民税 6%県民税 4%）

### ●勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職所得について 2 分の 1 課税が廃止されます。

勤続年数等が 5 年以下の法人役員等（※）が支払いを受ける退職金のうち、その役員等の勤続年数に対応する退職手当については、退職所得控除後の所得金額を 2 分の 1 にする措置が廃止されます。

※「役員等」とは次に掲げる者をいいます。

- 1) 法人税法第二条第十五号に規定する役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、幹事及び精算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者。
- 2) 国家議員及び地方公共団体の議会の議員
- 3) 国家公務員及び地方公務員

《計算式》※下線部分廃止

【改正前】 退職所得金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×1/2

↓

【改正後】 退職所得金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）